

別記

紛失（破損）（損耗）した証票に係る政治活動のために使用する事務所

事務所の所在地	電 話	責任者氏名	証 票 番 号	摘 要

再交付された証票に係る政治活動のために使用する事務所

事務所の所在地	電 話	責任者氏名	証 票 番 号	摘 要

上記の証票を受領しました。

年 月 日

受領者氏名

- 備考1 「紛失(破損)(損耗)した理由」の欄には、具体的に記載すること。
- 2 「紛失届出をした警察署」の欄には、証票を受領後、当該証票を立札等にちよう付するまでの間に紛失(盗難を含む)した場合又はちよう付後盗難にあつた場合に限って記載すること。
- 3 確認欄は、選挙管理委員会において、当該警察署に紛失届出があつたかどうかを電話照会してその旨を記録するものとする。
- 4 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その他代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 5 ※印欄は、記入しないこと。